

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安芸太田町長

市町村名 (市町村コード)	安芸太田町 (343684)	
地域名 (地域内農業集落名)	中筒賀地区 (市下、上三谷、中三谷、下三谷、向三谷、八幡原、小屋原、天神原、山ノ廻、山崎、正地、松原、井仁、中ノ原、田ノ尻、砂ヶ瀬、向光石、吉ヶ瀬)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月25日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢79.9歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、既存経営体への農地集積を促進しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、基盤整備事業の実施を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:209人(うち60歳未満19人)、

主な作物:水稻、軟弱野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の担い手が生産している軟弱野菜について、農地の集積・集約化と併せ、農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を進める。また、地域コミュニティの活性化のため、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	64.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の担い手が利用を行える農地について集積・集約化を図る。荒廃農地、農道が維持できない農地は非農地とすることも検討する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
意欲ある担い手への農地の集積・集約化を図るため情報の提供を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し集積・集約化を図るためマッチングを実施する。
(3)基盤整備事業への取組方針
小規模農地が多く作業の効率が悪い。農業機械が大型化している。等農地の利用に支障をきたしている。事業等が活用できれば基盤整備を実施し、担い手が利用しやすい農地を確保する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAと連携し、地域内で耕作を継続する多様な経営体に対し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、営農が継続できるような取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業機械の共同化や作業委託について、今後増加していくものと思われる。地域での支え合いが必要。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、施設栽培の集約化を進める。